被害者団体等からのヒアリング及び平成12年改正少年法に関する意見交換会により得られた意見の概要等

1 犯罪被害者等のための施策に関するヒアリング

法務省においては、平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」中の「少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施(犯罪被害者等基本計画Vの第3の1の(9),42頁)」等についての検討を進めるに当たり、平成18年2月22日及び3月2日の2日間にわたり、犯罪被害者団体の方々やその支援団体の方々から、御意見や御要望を伺うため、ヒアリングを実施した。

本ヒアリングの詳細は,法務省のホームページに掲載されている。

アドレス http://www.moj.go.jp/KEIJI/keiji29.html

2 平成12年改正少年法に関する意見交換会

法務省においては、平成12年改正少年法の施行後5年間における施行状況の評価及びその見直しの要否についての検討・判断の参考に資するよう、平成18年10月17日、同月30日、11月27日及び12月11日の4回にわたり意見交換会を実施し、犯罪被害者(支援)団体、日本弁護士連合会、最高裁判所、刑事法学者等の関係者から、それぞれの意見を聴取するとともに、各関係者相互間における質疑応答を通じた意見交換を行った。

本意見交換会の詳細は,法務省のホームページに掲載されている。

アドレス http://www.moj.go.jp/KEIJI/keiji38.html

3 上記ヒアリング及び意見交換会により得られた意見の概要

(1) 少年審判の傍聴

重大事件の犯罪被害者等の審判出席を認めるべきである。

犯罪被害者等に,少年審判を傍聴し,意見陳述をする権利を認めるべきである。傍聴を通じて事実関係を知ることができないと,意見陳述もできない。

一定の場合には被害者等が少年審判を傍聴し得ることを,法文上明記すべきである。

被害者は、裁判官がどんなことを言うか、加害者がどんなことを言うかを 自分の目で確かめたいと思っているので、審判の傍聴を望む人には傍聴を認 めてほしい。

少年審判手続については,柔軟な手続運営が一つの長所であり,少年審判 規則第29条により,一定の者の在席を認めることが可能である。

どのような場合に被害者の在席が許可できるかについて,具体的な案はないが,少年審判規則を改正して被害者を在席者に加える方法でもよいのかなと思っている。

具体的にどのような場合に傍聴が相当と考えられるかは,非常に難しい判断と思われる。

身体・生命に重大な被害を受けた被害者遺族等は,加害少年の顔や声も見聞きできないことに大きな不満を持つことがある。もっとも,傍聴については,報復感情があからさまな被害者はまずいと考えており,修復的プログラムなど,事前の調整を行うことが必須と考える。

被害者において、侵害された法益が重大な事件でなくても、加害者のことを知りたいというケースもある。

少年審判の傍聴については,被害者の希望があれば,罪種を問わないこととすべきである。被害者の要望として傍聴を求める声が多いのは,殺人である。

少年審判の傍聴について法律や規則に新たな規定を置き被害者一般に傍聴を認めることについては反対である。まずは既存の被害者配慮制度の一層の充実を図ることで対処し,少年審判規則の規定の範囲内で被害者の在席を認めることが可能か,審判期日における意見陳述制度の運用状況をも踏まえながら,考慮していくべきである。

被害者等を在席させるかどうかについても,少年審判規則第29条に基づき,あくまで少年の更生を図るため,少年審判の持つ教育的機能から見て相当と認められるかどうかを裁判所が判断して決すべきである。この「在席」

についても,少年法又は少年審判規則に新たな規定を設けることには,反対である。

あくまで少年の更生を被害者の在席の基準とするのでは,被害者は加害者の更生に利用されるだけだと感じてしまう。

被害者の事実等を知りたいという利益と少年の改善更生という利益とは相 対立する。問題は,そのバランスである。

この点,知りたいという利益については,例えば,万引きなどの事件と被害者が死亡している事件とで差異がある。また,改善更生の利益については, 重大事件については一般的に非行事実認定のウェートが高くなるから,改善更生の利益が一部譲らないといけない部分も出てくるのではないか。

被害者の傍聴を認めるにしても、少年のプライバシー等に与える影響等を 考慮して傍聴を認めるべきでない場合もある。

そこで,裁判所の裁量判断により傍聴を認める制度とすればよく,また,裁判所が傍聴を認めた場合であっても,少年のプライバシー等に踏み込んだ審理がなされる場合には途中から退席させることができることとすればよいと考える。

(2) 記録の閲覧及び謄写

少年の生育歴等に関する部分についても,処分に関わるので,被害者の閲覧・謄写が認められるよう考えてもらいたい。

捜査資料の中にも,非行に至る経緯として,少年の生育歴等に関する情報が含まれており,これらの閲覧・謄写を裁判官が個別に認めることはあり得るので,制度上,一切閲覧・謄写できないということはない。

損害賠償請求を目的として閲覧・謄写をするとしても,少年事件の場合には,保護者に対して賠償請求をすることになるから,その監護義務違反を立証する必要がある。この点に関する記録の閲覧・謄写ができないと,立証に困難を来す。

制度を存続させ、より積極的な活用を図るべきである。閲覧・謄写の要件を緩和し、損害賠償請求権行使の目的以外の申立てを認めるべきである。

被害者・遺族については無条件に、記録の閲覧・謄写が認められるよう改

正をお願いしたい。

記録の閲覧・謄写制度の見直しについては、刑事事件に関する議論の動向 を見る必要がある。

犯罪被害者等による閲覧・謄写について, その要件である「正当な理由」「相当と認めるとき」の文言を削除し, 「確定後3年以内」という要件を撤廃し, 謄写手数料を無料化し, 一定の重罪事件の犯罪被害者には社会記録(家裁調査官作成の少年の生育歴等に関する記録)の閲覧・謄写も認めるべきである。

捜査段階から、記録の閲覧・謄写ができるようにしてもらいたい。

(3) 意見の聴取

制度を存続させ、より積極的な活用を図るべきである。

犯罪被害者等の意見の聴取について, 犯罪被害者等の意見陳述権とし, 犯罪被害者等の申出を待たずに裁判所が意思の確認をすることとし, 意見 陳述ができる者の範囲を拡大し, 「相当でないと認めるとき」という例外 規定を削除し, 審判期日に裁判官が犯罪被害者等から直接意見を聴取することとすべきである。

(4) その他

ア 審判結果等の通知

制度を存続させ、より積極的な活用を図るべきである。また、一定の場合には、審判の期日等、審判の進行状況についても通知を可能とする制度を創設すべきである。

多くの事例で審判期日は1回で終わることからすると,少なくとも審判期日,更にいえば当該期日でどのような審理を行ったか(例えば,証人尋問を行った。鑑定人尋問を行った。)について通知して欲しいと考える。また,例えば少年の責任能力が問題となるような事件については,鑑定を行っているのであればその旨を通知してほしい。いずれにせよ,マスコミに情報を提供する前に被害者に対して情報を提供してほしい。

犯罪被害者等に対する審判結果の通知について, 被害者等の申出を待たずに通知することとし, 終局処分前の試験観察の場合にも通知することと

し, 主文及び理由の要旨に限定せずに通知することとし, 「相当でないと認められるもの」という例外規定を削除し, 「確定した後3年」という要件を削除すべきである。

事件の送致を受けた家庭裁判所は,直ちに,少年の氏名・住所,犯罪被害者配慮規定及び審判期日の告知を行うこととすべきである。

イ その他

刑事裁判については被害者の参加がどんどん進んでいる。少年事件についても,凶悪事件については,もう少し考えてもよいのではないか。

審判への出席のほか,加害少年に質問したり,意見陳述をする権利も認められるべきである。

少年に対する質問について制度の導入は希望しない。傍聴と意見陳述で満 足である。そこまで入ろうとは思っていない。

被害者への配慮規定(事件記録の謄写・閲覧,意見の聴取,審判結果通知)については,制度の周知や利用を保障する情報提供を図るべきである。

検察庁において被害者等通知を行う際に被害者配慮制度に関する説明を (細かい要件は別にして,被害者のための制度について知りたいという人は お近くの家庭裁判所か弁護士会までという程度でもいいから)記載すべきで はないか。または,通知と一緒に被害者配慮制度に関するパンフレットを送 るべきではないか。

被害者が自ら調べなくても、被害者配慮制度について申出を行う必要があることが分かるようにしてほしい。

少年事件においては審判手続の過程が被害者に見えないことが問題である。 被害者の少年事件について事実を知りたいという要望には,何が起きたか知 りたいということのほかに,どのような手続がなされているか知りたいとい う要望がある。傍聴とまではいかないとしても,裁判所がいつ期日を開くか, どのような手続を行うか,情報提供できないか。

加害少年の氏名,住所,保護者の氏名,事件の内容などは,犯罪被害者等の要望の有無にかかわらず,積極的に通知されるべきである。また,国が加害少年の情報を継続的に入手する制度をつくった上で,犯罪被害者等が希望

する場合には,加害者が社会復帰した後も情報が開示されるべきである。

加害少年の少年院での生活や矯正教育での過程等を被害者に通知すべき。 成人受刑者の出所情報と同様,加害少年の出院情報を知りたい。

犯罪被害者等が警察,検察又は審判の過程で述べた意見,陳述,上申書類, その他被害者の心情をつづった記録一式を一日も早く少年院等の施設に届け 更生教育に活かすべき。

少年審判終了後も定期的に被害者の意見,心情を求めるべき。

「被害者の視点を取り入れた教育」を更に発展させるべき。

保護観察官が加害少年の出所前に犯罪被害者に話を聴きに来ることがあるが、出院準備のための手続としか思えない例が多く、これにより更に傷ついている犯罪被害者が多くいるので、犯罪被害者の負担となることがないように望む。

被害者の損害回復・経済的支援や、被害者の精神的・身体的被害の回復・防止への取組を進め、公費による被害者支援弁護士制度も積極的に導入する方向で検討すべきである。

少年事件被害者に対する弁護士の支援が必要であり、そのような制度ができればよいとは思うが、弁護士は基本的に加害者の側につくという発想があるので、後々の問題と考えている。その前に被害者を支援しようとする弁護士を育ててほしい。

刑事裁判が行われない少年事件の民事訴訟の費用や勝訴した場合の損害賠償請求権を国が立て替えて犯罪被害者等に支払い,加害者から取り立てる制度をつくってもらいたい。

犯罪被害者等の未成年の兄弟姉妹に対する支援制度を創設するべき。

少年法第22条については,更に「被害者等の心情を共有しつつ」といった文言を挿入するなど,犯罪被害者等基本法の精神を生かしたものにしていただきたい。